

議案第 9 3 号

境港市防災会議条例の一部を改正する条例制定について

境港市防災会議条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 2 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市防災会議条例の一部を改正する条例

境港市防災会議条例（昭和38年境港市条例第22号）の一部を次のように改正する。
第3条第5項第6号中「米子市水道局」を「米子市上下水道局」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 組織の名称変更に伴う改正（第3条関係）
米子市水道局が米子市上下水道局に再編されたことに伴い、名称を改める。
- 2 施行期日
公布の日

議案第 9 4 号

境港市被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部を改正する条例制定について

境港市被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 2 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部を改正する条例

境港市被災者住宅再建等支援事業助成条例（平成13年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「第4条第1項第6号」を「第4条第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 法律改正に伴う条項の整理（別表関係）

災害救助法（昭和22年法律第118号）の一部改正に伴い、引用している同法の条項について整理する。

2 施行期日

公布の日

議案第 9 5 号

境港市税条例等の一部を改正する条例制定について

境港市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 2 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市税条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部改正)

第1条 境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」を「公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に、「扶養控除額」を「扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」に改める。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」を「扶養親族又は特定親族」に改める。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」を「者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」に改め、同項第3号中「扶養親族」を「扶養親族又は特定親族」に改める。

(境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法。
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第1条中境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号。以下「市税条例」という。）第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を

改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）

第２条 第１条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条 新条例第34条の２及び第36条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２ 令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３ 新条例第36条の３の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第１条の規定による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４ 新条例第36条の３の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の６第１項に規定する公的年金等（同法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第４条 次項に定めるものを除き、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（第２条の規定による改正後の境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号。以下「新一部改正条例」という。）附則第16条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２ 令和８年４月１日から同年９月30日までの間に、市税条例第92条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新一部改正条例附則第16条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

る。

- (1) 市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新一部改正条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新一部改正条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 公示送達の方法の見直しに係る規定の整備（第1条中第18条及び第18条の3関係）
地方税法等の一部改正に伴い、公示送達について、次のように規定を整備する。

改正前	改正後
(1) 公示事項を市役所の掲示板に掲示	(1) 公示事項をインターネットを利用して閲覧できるようにする。 かつ (2) 公示事項を市役所の掲示板に掲示、又は市役所に設置したパソコンの画面で閲覧できるようにする。

- 2 特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備（第1条中第34条の2、第36条の2、第36条の3の2及び第36条の3の3関係）

特定親族（19歳以上23歳未満で、合計所得金額が58万円超123万円以下の親族）特別控除の創設に伴い、所得控除すべき額に特定親族特別控除額を追加する等、所要の規定の整備を行う。

特定扶養親族の合計所得金額ごとの控除額は次のとおり。

	令和7年度以前		令和8年度以降	
	特定扶養親族の 合計所得金額	控除額	特定扶養親族の 合計所得金額	控除額
扶養控除	48万円以下	45万円	58万円以下	45万円
特定親族 特別控除 (創設)	規定なし		58万円超 95万円以下	45万円
			95万円超 100万円以下	41万円
			100万円超 105万円以下	31万円
			105万円超 110万円以下	21万円
			110万円超 115万円以下	11万円
			115万円超	6万円

		120万円以下	3万円
		120万円超	
		123万円以下	

3 加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式の見直し（第2条関係）

加熱式たばこの課税方式について、現行の重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算する方式から、重量のみで本数に換算する方式に見直されることに伴い、規定の整備を行う。

[見直し前]

加熱式たばこの換算本数は、次の（１）及び（２）の本数の合計本数による。

- （１）加熱式たばこの重量（フィルター等除く）の0.4gを紙巻きたばこ0.5本に換算した本数
- （２）加熱式たばこの小売価格（消費税等除く）を、紙巻きたばこ1本あたりの平均価格をもって0.5本に換算した本数

[見直し後]

加熱式たばこを「スティック型の加熱式たばこ」と「スティック型以外の加熱式たばこ」に区分した上で、「スティック型の加熱式たばこ」は1本の重量、「スティック型以外の加熱式たばこ」は1箱の重量に基づき換算本数を算出する。

・「スティック型の加熱式たばこ」

加熱式たばこの重量0.35gをもって紙巻たばこ1本に換算。ただし、1本あたり0.35g未満である場合は、当該加熱式たばこ1本をもって紙巻きたばこ1本に換算。

・「スティック型以外の加熱式たばこ」

加熱式たばこの重量0.2gをもって紙巻きたばこ1本に換算。ただし、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4g未満である場合は、当該加熱式たばこ品目ごとの1個をもって紙巻たばこ20本に換算。

課税方式の見直しについては、激変緩和等の観点から、令和8年4月1日より2段階で実施する。

実施時期	換算方法
令和8年4月1日から	現行の換算本数×0.5＋新換算本数×0.5
令和8年10月1日から	新換算本数×1

4 施行期日

1については、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）

附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

2については、令和8年1月1日

3については、令和8年4月1日

議案第 9 6 号

境港市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

境港市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 2 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除き、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の規定（第1条から第4条までの規定を除く。）による基準をもって、その基準とする。

(暴力団の排除)

第4条 乳児等通園支援事業を行う者、その役員その他の経営に事実上参画する者（乳児等通園支援事業を行う事業所の管理者を含む。）は、境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者に該当するものであってはならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の整備

(1) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による、改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、乳児等通園支援事業が創設され、当該事業の設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市が条例で基準を定めることとされた。

この基準は、原則生後6か月から満3歳未満（保育所等に入所しているものを除く）の全ての児童を対象とする乳児等通園支援事業を行う事業者を、市が認可する際の基準となるものである。

区分	事業内容	定める項目
一般型	余裕活用型に定めるものに該当しないものをいう。	
余裕活用型	保育所、認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の児童を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。	・職員に関する基準 ・設備・面積に関する基準 ・その他（利用する児童とその保護者への支援、災害対応・安全計画、衛生管理、内部の規程、利用する児童への適切な処遇等）

(2) 本市独自の基準の規定

国の基準を基本とし、本市独自の基準として暴力団排除の規定を設ける。

2 施行期日

令和8年4月1日

議案第 9 7 号

境港市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

境港市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 2 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、次条に定めるものを除き、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）の規定（第1条の規定を除く。）による基準をもって、その基準とする。

(暴力団の排除)

第4条 特定乳児等通園支援事業を行う者、その役員その他の経営に事実上参画する者（特定乳児等通園支援事業を行う事業所の管理者を含む。）は、境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者に該当するものであってはならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の整備

- (1) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による、改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市が条例で定めることとされた。

この基準は、特定乳児等通園支援事業を行う事業者を子ども・子育て支援新制度に基づく給付費の支給対象として、市が確認する際の基準となるものである。

区分	対象施設	定める項目
特定乳児等通園支援事業者	幼稚園 保育所 認定こども園 小規模保育事業所 企業主導型保育事業所	・利用定員に関する基準 ・運営に関する基準（利用者との面談、提供拒否の禁止、特定・教育保育施設及び地域との連携、運営規程の整備、相談援助、利用する児童への適切な処遇、秘密保持等）

※「特定乳児等通園支援事業者」は、子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給対象となる事業者であり、制度上の給付を受けることができる「特定」された事業者

(2) 本市独自の基準の規定

国の基準を基本とし、本市独自の基準として暴力団排除の規定を設ける。

2 施行期日

令和8年4月1日